

郡山市道路境界確定・復元事務要領

平成19年1月17日制定

平成19年4月1日施行

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

令和2年1月15日一部改正（様式明記）

令和3年9月 6日一部改正（様式追加）

令和3年10月14日一部改正

令和7年4月1日一部改正

〔郡山市建設構想部道路保全課〕

(様式)

- 第 1 号様式 公共用地境界立会申請書
- 第 2 号様式 委任状
- 第 3 号様式 実務取扱者選任書
- 第 4 号様式 関係土地所有者一覧表
- 第 5 号様式 公共用地境界立会不成立通知書
- 第 6 号様式 公共用地境界立会申請取下書
- 第 7 号様式 境界証明交付申請書
- 第 8 号様式 公共用地境界立会書閲覧申請書
- 第 9 号様式 代表者委任状
- 第 10 号様式 全権委任状
- 第 11 号様式 境界同意書
- 第 12 号様式 境界証明申請受付簿
- 第 13 号様式 境界証明交付申請取下書
- 第 14 号様式 代理人契約書
- 第 15 号様式 公共用地境界同意調査書
- 第 16 号様式 公共用地境界立会不成立調査書
- 第 17 号様式 調査報告書
- 第 18 号様式 公共用地境界同意調査書（委託）

1 申請に当たって

郡山市の管理する市道等に接している必要があります。

市道等とは道路法第 8 条、第 16 条に規定される道路管理者の管理する道路、法定外公共物を指します。

法定外公共物とは郡山市法定外公共物管理条例第 2 条に規定されている公共物を指します。

区画整理事業実施中、土地改良、道路改良等により、供用がされていない道路は含まれません。（一部除く）

境界立会には関係する土地の所有者が必要になります。

関係する土地とは原則申請する土地と相互に隣接する土地になりますが、必要に応じて市道等を挟んだ対面の土地が対象に含まれることがあります。

既に境界確定が成立している箇所については再度境界確定を行いません。ただし境界を変更すべき合理的な理由があると認められる場合は、この限りではありません。変更すべき合理的な理由としては以下のとおりであり、これらについては再度境界確定として処理することとなります。

- (1) 建設構想部道路保全課備付復元図で現地の境界復元が行えない場合
- (2) 過去に成立した境界が、公図及び地積測量図と比較して整合性が取れない

場合

- (3) 上記以外で関係土地所有者が過去に成立した境界に同意できない理由が存在する場合

過去に郡山市道路境界確定・復元要綱を用いて境界立会を行い、郡山市が境界に同意した土地の申請は境界復元となります。

第1号様式の申請内容欄に境界確定ではなく境界復元と記入していただきます。
境界復元申請は、以前成立した時の境界標が消失した場合に行います。

2 申請人

- (1) 境界立会申請をするには、次の要件を具備しなければなりません。

ア 行為能力を有する者。

行為能力とは法律行為をすることができることを表し、その能力を持つ者としてします。

イ 申請土地の所有権を有している者。又は申請土地の所有者からの委任を受けた者。

(ア) 申請土地の所有権が個人でない場合

法人、団体等であれば代表者です。ただし、それらが解散又は倒産した場合は清算人又は破産管財人としてします。

(イ) 申請土地の所有者が複数存在する場合

土地所有者全員が申請する必要があります。または、共有者間で境界同意の権限を委任した場合は代表者(第9号様式)を申請人としてします。ただし、マンション等の土地など複数所有者が存在し、所有者全員の申請が困難な場合は、管理組合等の規約に基づき定められた人が申請人としてします。

(ウ) 申請土地の所有者が死亡していた場合

相続権を有する人全員が申請人となります。又は相続人間で境界同意の権限を委任した場合は代表者(第9号様式)を申請人としてします。

- (2) 官公庁及び特殊法人にあっては、法令、定款又は寄附行為等の定める者若しくは当該事業の代表者としてします。

3 申請添付書類

申請書は公共用地境界立会申請書(第1号様式)に必要事項を記載のうえ、以下の書類(指定があれば指定の様式)を添付してください。

- (1) 位置図

位置図は現地周辺の詳細図(1, 500分の1程度)とし、申請地を明示

し申請地付近の目標となるものを詳細に記載してあるものとします。

申請地が、主要な経路等を外れており、位置図のみでは申請地周辺に到達することが困難であると思われる時には案内図（5, 000～25, 000分の1程度）を添付してください。

（２） 土地登記事項証明書（又は要約書）

申請人と登記されている土地所有者が異なる場合は、譲渡契約書等、所有権者であることを証する書類を別途添付する必要があります。

申請土地に隣接する公共用地に地番がある場合はその公共用地の土地登記事項証明書（又は要約書）を添付してください。

土地登記事項証明書（又は要約書）は申請より3ヶ月以内に証明交付されたものに限ります。なお、要約書の場合は取得日を記入の上、取得者が記名押印してください。

（３） 委任状、実務取扱者選任書、代表者委任状、全権委任状（第2、3、9、10号様式）

ア 委任状（第2号様式）

申請土地所有者から、申請土地の境界確定等に関して委任された者がいる場合は委任状を（追加）添付してください。

イ 実務取扱者選任書（第3号様式）

申請土地の申請及び測量実務等を委任された者がいる場合は実務取扱者選任書を添付してください。

ウ 代表者委任状（第9号様式）

土地共有者からの代表者として委任を受けた者がいる場合は代表者委任状を添付してください。

エ 全権委任状（第10号様式）

ア、イの内容について委任を受けた者がいる場合は全権委任状を添付してください。

これらは申請土地所有者の署名又は記名押印されたものに限ります。

（４） 関係土地所有者一覧表（第4号様式）

申請土地に関係する町名、字、地番、地目、公簿地積、地積測量図の有無、土地所有者の氏名を記入してください。

（５） 法務局備付公図の写し

大きさはA3以上とし、申請地を中心に縮尺を変えずに複写してください。

方位、縮尺、複写者名、及び複写年月日を記載してください。

立会申請箇所を朱色で着色してください。

申請土地の隣接地及び対面地側が別の図になる場合は、その公図も添付してください。また、その場合は参考として合成図を作成し添付してください。公図は申請より３ヶ月以内に複写されたものに限りです。

(6) 地積測量図

申請地及び申請地周辺の参考となるものを添付してください。

(7) その他参考書類

関係土地の土地登記事項証明書、区画整理寸法図、耕地整理図、実測平面図、実測横断面図などの提出を求めることがありますので、求められたときは提出してください。

上記以外の図書でも提出を求めることがありますので、求められたときは提出してください。

ア 区画整理寸法図、耕地整理図

事業が完了した区画整理地区の寸法図、または耕地整理地区の寸法図です。

イ 実測平面図、実測横断面図

境界確定に当たって、申請人の主張する境界線を記した図面です。各境界点の位置、種別、境界点番号及び境界点間距離並びに明確な地形を表す構造物（マンホール、擁壁、電柱、街灯、建物など）からの距離を記入してください。

4 手数料

1路線につき300円です。

手数料は納入通知書で発行しますので銀行等で納付してください。

一度納入いただいた手数料は払戻しできません。

5 境界立会

事前調査において、立会前に協議を行う必要が生じた際は担当者から連絡をします。また測量に当たって、何らかの問題が生じた場合は担当者へ連絡のうえ事前協議の判断を求めてください。

関係土地所有者への立会依頼は申請人が行ってください。

幅員を確定・復元するには申請土地の対面地の所有者と立会する必要があります。

幅員を必要とする場合は原則として以下の通りですが、場合によって対面地との立会が不要となることがあるために詳細につきましては、担当者と協議を行ってください。

(1) 法定外公共物の場合

- (2) 建築基準法に基づく建築行為、都市計画法に基づく開発行為に伴い幅員を定める必要がある場合
- (3) 公図線と現況線が著しく異なる場合
- (4) 公図の読取幅員が概ね4 mの場合
- (5) 地図混乱地域の場合
- (6) 縮尺不明地域の場合
- (7) その他市長が必要と認める場合

市との現地立会の日程については、事前調査後担当係員から連絡をいたします。

現地にて境界点間の写真を撮影しますので、ポール等を用意し、各境界点、境界点間を目視できるようにしてください。

現地写真については業務を円滑に処理するために、立会後に提出を求めることがありますので、求められたときは成果品と同時に提出してください。

6 境界確定・復元

境界同意後に境界確定図、復元図、境界明示物の近接写真（3つを合わせて成果品）を各1部ずつ概ね2ヶ月以内に提出してください。事情があって遅延する場合は、担当係員に連絡して了承を得てください。

これらの図面を提出することによって申請は完了となり、市から提出を求めたに関わらず提出がなければ境界不成立となります。

(1) 境界確定図

境界確定・復元をするために必要です。

境界確定図とは以下の事項を記入押印したものです。

- ア 方位及び縮尺
- イ 申請土地、関係土地の所在、地番
- ウ 申請土地、関係土地の境界線（各境界点の位置、境界標の種別及び管理番号並びに隣接境界点間の距離を表示したもの）
- エ 各境界点の位置、座標値（境界復元に使用できるもの）
- オ 各測量基準点の位置、座標値（境界復元に使用できるもの）
- カ 明確な地形を表す構造物の表示と座標値（境界復元に使用できるもの）
ただし、山中など周囲に構造物が存在しない場合は必要ありません。
- キ 境界立会申請受付番号、測量実施年月日並びに測量者氏名、作成者氏名及び印
- ク 市道等の幅員（確定する必要がある場合）とその値
- ケ 関係土地の所在、地番、関係土地所有者の住所、立会年月日、署名（又は記名押印）
- コ 申請土地の所在、地番、土地所有者の住所、立会年月日、署名（又は記名押印）

ケ、コが別紙の場合は、境界同意書（第 11 号様式）に同様の内容を記入し、境界確定図と綴じたうえ、申請土地所有者及び実務取扱者等の割印を行います。

（２） 復元図

今後、申請土地の境界復元や申請土地に関係する土地の測量資料とするために必要です。

復元図とは前述の境界確定図からケ、コ（住所、氏名、印などの個人情報）を除いたものです。

（３） 境界明示物の近接写真

境界確定図及び復元図に記載されている境界明示物と現地における境界明示物が一致しているか確認するために必要です。

既設、新設を問わず、境界確定図及び復元図に記載されている境界明示物を一箇所ずつ近接撮影したものを提出してください。

7 境界立会申請不成立

以下の場合は、境界立会申請を不調とし申請地の所有者に不成立を通知（第 5 号様式）します。

- （１） 取下書（第 6 号様式）が提出された場合
- （２） 境界についての協議が成立しなかった場合
- （３） 関係地権者等の同意が得られなかった場合
- （４） 申請書の補正又は必要書類の提出が行われなかった場合
- （５） 申請土地が係争中の土地に係るものである場合（成立させることが可能の場合は除く）
- （６） 成果品が相当日数経過しても提出されない場合
- （７） その他に市長が申請に同意することができないと判断した場合

8 公共用地境界立会書閲覧

申請土地の測量に当たり、参考資料としてこれまでに行われた境界立会申請書を閲覧する場合は、公共用地境界立会書閲覧申請書（第 8 号様式）を提出して閲覧を行ってください。

9 その他

不明な点については、係員にお尋ねください。

郡山市建設構想部 道路保全課 行政係

Tel : 024-924-2301